

## 安曇野市土地利用審議会 会議概要

1	審議会名	第102回安曇野市土地利用審議会
2	日 時	令和3年5月28日（金） 午後1時25分から午後2時45分まで
3	会 場	安曇野市役所
4	出席委員	7名中6名（委員名簿非公開）
5	市側出席者	坪田都市建設部長 横山課長、山田係長、黒岩主査、城田主事（都市計画課） 井口課長、高山係長（建築住宅課）
6	公開・非公開の別	非公開
7	非公開の理由	安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成27年安曇野市告示第334号）第7条第3号に該当するため
8	会議概要作成年月日	令和3年5月31日

### 協 議 事 項 等

#### 1 会議の概要

- (1) 開 会
- (2) あいさつ
- (3) 報告事項
  - ・第101回土地利用審議会議事録について
- (4) 審議案件
- (5) そ の 他
- (6) 閉 会

#### 2 審議概要

##### (1) 報告事項

- ・第101回土地利用審議会議事録について

○ 誤り等のないことを確認した。

##### (2) 審議案件

- ・審議案件（1）について  
資料説明（事務局）

○ 敷地の東側の「道」は市道認定されているのか、単なる赤線なのか。また、開発によって通行に支障が生じないのか。

→ 東側の「道」は市道ではなく、赤線である。計画地には含まれておらず払い下げも予定していないので、通行に支障は生じないものと判断している。

○ 地元の区や周辺の地権者の反応はどうか。

→ 説明会には地元区長と、前面道路の景観形成団体の担当が出席している。説明会では特に反対も出ていないようなので、地元等からも承知されているものと判断している。

○ 現在の地目が雑種地とのことだが、以前はどんな土地利用がなされていたのか。

→ 平成11年に資材置場として農地転用されている。その際に雑種地に地目変更されている。

- 景観上、重要な地域であるので、景観条例はじめ十分な指導をしていただきたい。
- 他に何かあるか。  
他に意見等がなければまとめさせていただく。景観について十分に指導をしていただきながら前に進めるということによろしいか。
- よい。

・審議案件（２）について  
資料説明（事務局）

- 東側農地への出入りに支障がないのか確認していただきたい。
- 承知した。
- 他に何かあるか。  
他に意見等がなければまとめさせていただく。前に進めるということによろしいか。
- よい。

・審議案件（３）について  
資料説明（事務局）

- 基本集落への接続はしていなくても問題ないのか。
- 「特定開発事業の認定に関する指針」で、複数区画の住宅系開発について、『敷地の大半が基本集落等へ隣接していること』と定義している。今回の提案内容は、基本集落等には一部しか接続していないため、指針に適合していない状況にある。
- ルールを守らないと、際限がなくなってしまう。
- 周辺の土地は基本集落には含まれないのか。
- 基本集落は10戸以上の連続性が求められる。ご指摘の土地は連続性がないため、基本集落には含まれない。
- 北側にある土地は基本集落に含まれているが、この土地は連続性があるのか。
- 用途地域とつながっている土地は、連続性があるものとして取り扱うため、基本集落に含まれる。
- 東側の団地は、基本集落とは違うのか。
- 東側は用途地域である。指針への適合を判断する上では、基本集落と同等に扱う。
- 説明会では、指針への適合について出席者に説明はしたのか。
- 事業者から提出された説明会報告書からは、開発の可否に関する説明や質疑応答につい

ては読み取れないため、指針に合致していない開発である旨の説明はされていないと推察される。

- 過去の経過等も踏まえると、この提案での開発を認めることは難しいのではないかと。
- ルールに沿って審査することが原則である。認定するためには、基本集落等への接続が不足していると言わざるを得ない。
- 他に何かあるか。  
他に意見等がなければまとめさせていただく。現状の計画では基本集落等への隣接が不足しており、認定の指針に適合していない。現段階では提案内容のまま認定することは難しいため、指針に合致するように計画を見直していただく、ということによいか。
- よい。

・審議案件（４）について  
資料説明（事務局）

- 前面道路は、国道147号線か。  
→ 県道の梓橋田沢停車場線である。アルプス大橋からのバイパスができた時に国道の路線を振り替えている。
- ガソリンスタンドが廃業になったのはいつ頃か。  
→ 正確には分からないが、恐らく4～5年前だったと記憶している。
- 地下のタンクは撤去されているのか。  
→ 既に撤去されている。地元説明会でも同様の質問があり、事業者がその旨説明している。
- 他に何かあるか。  
他に意見等がなければまとめさせていただく。前に進めるということによろしいか。
- よい。

・審議案件（５）について  
資料説明（事務局）

（特に意見なし）

- 特になければ、前に進めるということによろしいか。
- よい。

(3) その他

- ・相談案件
- ・次回日程調整（事務局）

以上